

## 東京地裁におけるIT関係事件の調停手続による処理の概要

東京地裁民事第22部 田中信義

### 第1 はじめに

最初に東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）において調停事件を専門的に取り扱う民事第22部（以下「民事22部」という。）における調停事件処理の流れを概観した上で、民事22部が取り扱うIT関係事件（最近は、ソフトウェアの開発を巡る紛争が全体の8割以上を占めている。以下「IT関係事件」という。）の調停手続による処理の実情を紹介することにする。

### 第2 民事22部における専門調停の概要

1 民事22部は、調停事件専門部として、原則として、東京地裁における調停事件のすべてを担当している。ところで、民事22部が担当する調停事件は、東京地裁が訴訟事件として受理した後、当該事件の担当裁判所（IT関係事件は特許権等を伴わない関係上、知的財産権部ではなく、通常部に配てんされる。）の判断により、事件を調停手続に付す決定がされ、当部に配てんされる場合（付調停事件と呼んでいる。）が殆どであった。これに加え、当事者がした東京地裁を調停裁判所とする管轄の合意（調停事件の管轄は、原則的には簡易裁判所にあり、管轄の合意なしに地方裁判所に調停申立てをすることはできない。）に基づき、調停を申し立てることにより受理される事件（申立事件と呼んでいる。）がある。なお、最近の申立事件には、調停額において極めて巨額かつ紛争内容において専門性が極めて高度の大型事件が相当数あり、調停制度に対する国民の認識（専門調停に対する期待か？）及び今後の利用の在り方を予測する上で、その動向が注目される。

#### 2 民事22部における調停事件の一般的な処理方法

##### 調停委員の現状

民事22部には、現在、357名の調停委員が在籍し、そのうちの専門家調停委員の分野別内訳は別表1のとおりである。かつては、有識者調停委員が相当の比重を占めていたが、最近において訴訟事件の内容が高度に専門化、複雑化する中で、審理が長期化し勝ちなこれらの複雑・困難事件の適正・迅速な処理に対応するべく、各専門分野の調停委員が拡充、強化されてきた。

### 調停委員の中立・公平性の確保

紛争の最終的な解決を当事者の合意により達成することを目指す調停手続においては、調停委員の中立性・公平性の確保は、決定的に重要な要素である。そこで、人材の確保及び選任方法の透明化の観点から、信頼性の高い専門家団体に対して調停委員候補者の推薦を依頼する等の方策を採るとともに、研修等のあらゆる機会を通じて調停委員に対しその重要性についての認識を深めているところであり、これまでの事件処理を通じて、この点に対する疑念が提示されたことがないのは幸いである。

### 調停委員の身分・待遇等

調停委員の身分は、非常勤の国家公務員である。その執務の条件は、執務に必要な実費である旅費・日当及び宿泊料が常勤の国家公務員に準じて支給されるほか、報酬として手当が支給される。手当の額は、1日に1回の調停がある場合には8650円を、件数の増加に伴い、1日に1万7250円を上限として支給される。IT関係事件のような、内容面での高度の専門性、錯綜した事実関係及び事件記録が大部の複雑・困難事件に対する現状の手当については、改善を希望する声が聞かれるが無理からぬところである。

### 調停委員の指定

当部が担当することになった調停事件は、事件分配基準に従って各裁判官に配てんされる（現在、IT関係事件は4人の裁判官が担当している。）。事件の分配を受けた裁判官は、調停主任裁判官として担当書記官等と協議しながら、当該事件の解決に必要な知見の属する専門分野等を考慮しながら当該事件に最適任の専門家調停委員1名と法律家調停委員1名の2名を原則として指定する（事件の規模や専門分野が複数にわたる等の場合には、複数の専門家調停委員を指定することもある。）。民事22部は、専門家調停委員が有する専門的知見を的確に把握するために、各委員の専門分野情報をコンピュータに入力し、検索可能なようにして管理している。

### 調停事件の運営

事件を通常部から民事22部へ移転することに伴うロスをできるだけ減殺し、調停委員会が早期に事件の核心に迫った調停運営が可能となるように、事件を調停に付した裁判部に対し、付調停時における審理の到達点及び調停運営上の参考事項を付調停連絡メモとして事件記録に添付することを求めている。調停主任裁

判官及び調停委員は、付調停連絡メモを参考にしながら事件記録を事前検討し、第1回調停期日前に調停委員会としての調停運営の方向性、大まかな運営計画、証拠の提出状況等についての評議を実施し、その後は、調停運営の節目毎に評議を重ね、調停委員会内の緊密な連携の下に、事案解決の方向性について、紛争の実態面の分析を踏まえ、法律面から検討を加え、説得力のある調停案の提示に務めている。

### 調停手続の終了

調停が成立し、調停調書が作成されれば、裁判上の和解、ひいては確定判決と同様の効力がある。建築事件に関する調査であるが、調停条項の任意履行の割合は極めて高く、調停手続の紛争解決の実効性は極めて高いと評価できる。

また、不成立の場合には、事件は再び元の担当裁判部において訴訟手続で審理され、判決等で処理されることになる。この場合、調停手続の成果を無駄にしない方法の一つとして、民事調停法17条に基づく決定を行う場合がある。17条決定においては、調停過程を通じて当事者間で認識が一致した点（解消した争点）及び残された争点を明らかにし、争点についての専門家意見を踏まえた調停委員会見解を示し、今後の訴訟手続に役立てることを目指し、調停は不成立に終わっても、調停過程における成果が後の審理に生かされる工夫をしている。

## 第3 IT関係事件調停の概要

### 1 IT専門家調停委員の選任状況

IT専門家調停委員の選任は、平成7年度が最初であり、別表2のとおり順次拡充され、現在、16名が在籍している。その出身母体は、ユーザー側（大手企業等で利用者の立場からコンピュータ関係の仕事に長年従事した者等）とベンダー側（コンピュータ関係企業でソフトウェア等の開発に長年従事した者）に大別される。

### 2 事件の動向

IT関係事件数の推移は別表2のとおりであり、平成12年度における平年度の3倍を超えて増加した原因は不明であるが（バブル経済の崩壊による不況の影響か？）、ここ数年は年間20件を上回る程度の事件が恒常的にある。そして、民事22部の平成14年8月末現在の未済件数は37件で、その殆どがソフトウェアの開発を巡る紛争である。

### 3 事件の解決状況

調停による紛争解決状況は別表2のとおりである。平成7年以降の7年半の間に取り扱った事件数は152件であり、処理を終えた122件のうち、81件(66.4%)が調停成立、22件(18%)が調停不成立、18件(14.8%)が17条決定、1件(0.8%)が取下げで終了している。なお、平成13年度は38件を処理し、成立が33件(86%)、不成立が4件(11%)、17条決定が1件(3%)と事件解決率が飛躍的に向上した。

### 4 事件処理の時間

平均調停期間は別表3のとおりである。成立した81件についての12.0月は、平成13年度の民事第一審通常事件の対席判決の平均審理期間の13.2月を上回っており、IT事件の複雑・困難性及び調停成立は上訴のない最終解決である点を考慮すると、かなりの成果と評価しても誤りではないであろう。

## 第4 IT関係事件処理の困難性と最近の処理の実情

### 1 IT関係事件処理の困難性

IT関係事件は、事件自体に内在する高度の専門性に起因する困難性に加え、訴訟関与者側の問題点、すなわち、当事者(主に、ユーザー側)、訴訟代理人(特に本人からの支援が期待できないユーザー側代理人)及び裁判所の3者にIT技術に関する専門性及び取引の実情に関する認識不足の悪条件が重なり、いわば三重苦の様相を呈する中で、双方の主張が十分にかみ合わないまま書面がやり取りされ、また、争点との関係も不明確なまま難解な書証が多数提出されるため、いたずらに訴訟記録の大部化を招き、審理に長時間を要してきたというのがこれまでの実情であった。

このような専門性の高い事件において、争点を的確に確定し、その判断に真に必要な書証に絞って提出を求めていくには、IT技術に関する高度の専門的知見はもとよりソフトウェア開発に関する取引の実情にも通じた豊富な経験を有する専門家の関与は不可欠である。

### 2 IT関係調停委員の執務の実情

事件の指定を受けたIT専門家調停委員は、訴訟記録を精査した後(付調停の時期が遅くなると訴訟記録は相当大部化していることが多く、精査には相当な時間を要する。)、通常、技術的問題点に関するかなり詳細なメモを作成して評議の臨み、調停期日において行うべき調停活動の内容について、相調停委員及び調

停主任裁判官と技術論を踏まえた法的解決の方向性を常に意識しながら議論する。このような事前準備の下に調停期日に臨むが、多くの事件では、当該ソフトウェアの開発に従事した関係者の同席を求め、また、当事者に対する質問事項を書面で示すなどの審理促進策を工夫しているし、必要な場合には、調停室においてコンピュータを動作させて、ソフトウェアの状況を検証することもある。調停期日においては、争点についての率直な議論を、双方同席の下あるいは交互に事情聴取しながら、調停を進め、調停案の提示に当たっては、説得力ある理由の開示に心掛けている。

### 3 IT 専門家調停委員の役割

以上のような紛争解決過程において、専門家調停委員は、専門言語の法律家等への理解可能な信頼できる通訳人及び取引の実情に立脚した問題提起者としての役割を果たしているのであり、その周到な事前準備を含めて紛争解決に向けた熱意と努力には敬意を表さざるを得ないのである。

## 第5 ITソフトウェアの開発を巡る紛争の法的問題点

### 1 ソフトウェアの開発を巡る法律関係

特定のソフトウェアの開発を請け負う請負契約タイプ、ソフトウェアの開発に先立ち、発注者の業務内容の改善等を目的としたコンサルテーションを内容とする準委任契約とこれを踏まえたソフトウェア開発の請負契約が別々に締結されるタイプ、 と が一体となったタイプ、 以上に加えてハードウェアの売買契約が合体したタイプに大別できる。

### 2 IT 紛争の形態

上記の各契約タイプにおいて、紛争の具体的な形態として問題となるものは、納入されたソフトウェアの品質を巡るもの、納期を巡るもの、システムの処理速度を巡る事件が多いが、いずれの事件においても契約で合意された債務の本旨に従った履行の有無が中心的争点であり、この点を判断するためには、契約内容、特にソフトハウスが請け負った債務内容、すなわちソフトウェアの仕様の確定が最も重要な争点となることが圧倒的に多い。しかし、小規模企業者が発注者の場合には、簡単な発注書のみで仕様を規定した文書自体が無い場合もあり、このため契約内容の理解について双方の理解が大きく食い違っていることもしばしば生ずる。また、当初の契約後における契約内容の変更（仕様の追加）過程が不明確である場合等が目に付き、これらの事情が紛争の解決を困難にしている例

が多い。また、契約金額が1億円を上回るような大規模開発契約においても、契約書自体は完備しているものの、契約の基本的内容についての理解に大きな隔たりがある例が多い。

### 3 開発途中での履行不能を理由とする契約解除を巡る紛争

最近、ソフトウェア開発途中での履行不能を理由とする契約解除の事案が散見される。このタイプの紛争においては、履行期において、社会通念上履行不能といえるかどうか最大の争点であるが、この点は、システムエンジニアの投入等を含めた流動的要素を基にした将来の予測を含む判断であるからその立証には相当の困難を伴う点を留意すべきであるし、また、契約を途中で打ち切る際の手続の問題として、両当事者のプロジェクト・マネージャーによる障害克服のための検討過程が重要な考慮要素となろう。加えて、この種タイプにおいては、損害論においても契約途中の中断時の出来高の評価及び不要となった経費（人件費等）の評価をどのように算定するか等の困難な問題がある。ソフトウェア開発の各工程への経費配分の問題や待機人員に対する手当をどのように評価するかは未実現の問題であるだけにその立証及び評価は難問である。

### 4 法的な観点から見た紛争防止上の留意点

まず、契約当事者間にIT技術についての情報量に相当の格差がある事実を踏まえると、ソフトハウス側の発注者に対する十分な説明義務の履践が重要である。発注者は、IT技術に対し過大な主観的期待（当該ソフトウェアの導入により、従来の事務処理が飛躍的に効率化されることを想定してIT投資を決断するのである。）を持つ反面、十分な専門的知見を持たない場合が一般的である。そこで、このような情報量の格差から生ずる誤解を避けるために、契約締結時に、当該ソフトの仕様はもとより、これによって実現可能な処理内容及びその限界についての正確な情報の提供が重要である。そして、この場合に考慮すべき点として、ITに関する専門用語の理解の困難性と概念の不統一性の問題がある。専門用語自体が発注者にとっては理解が困難であることに加え、ソフトハウス側が業界で通常使用されている用語法と異なる独自の造語を使用する場合もあり、発注者に誤解を生じさせる要因になることが多い。

次に、ソフトウェア開発は、発注者とソフトハウスとの協働作業なくしては不可能であるにもかかわらず、特に発注者側に、ソフトハウスに任せれば希望するソフトウェアが完成するはずであるとの認識しかなく、自己が果たすべき役割についての認識とこの協働関係の仕事を担当し得る人材（ITに関する基礎的な知

識は必要であろう。)が不十分である場合が多い。円滑な開発作業を実施する上で不可欠な協働関係を規律する手続規定,例えば,両者のプロジェクト・マネジャーの確定,障害発生時にプロジェクトの中断までも含めた対処方法,契約内容を変更する場合の手続,議事録の作成及び保管の方法,検収手続等の手続面での整備の不足が紛争を誘発し,また発生した紛争の解決を困難にしている事例が多い。また,ソフトウェア開発費用の主要部分がシステムエンジニア等の人件費であることを考慮すると,人件費に大きな影響を及ぼすソフトウェア開発手法についても,プロトタイプ型,ウォーターフォール型,混合型等のいずれの方法を採用するかについても認識を共通にしておくことが重要であろう。

以上のような諸点を十分に考慮した上で,合意内容を具体的かつ明確に契約書に記載することが紛争の防止上重要である。

## 第6 終わりに

ソフトウェアの開発契約を巡る紛争は,内容が高度に専門的であり,かつ,契約当事者間の情報格差に起因して生ずる契約内容自体の不明確性や履行過程における両当事者の協働の必要性に対する認識不足等の特徴を有していることから,紛争解決制度として,立証の厳密性や立証責任等が支配し,オール・オア・ナッシングの結論に成りがちな訴訟手続よりも,専門家の関与の下,上記のような諸事情を柔軟に汲み上げることができる調停手続の方が合理的な解決案を提示することが可能であり,紛争解決制度として適しているように思われる。

しかし,調停手続のIT紛争の解決における専門家調停委員の役割は極めて大きく,その負担は極めて重い。民事22部においては,このような重責をIT関係調停委員に果たしていただき,大きな成果を挙げているのであり,IT関係調停委員に敬意を表する次第である。

(別表1)

民事22部所属の主要な専門家調停委員の分野別内訳

(法律分野)		(技術分野)	
弁護士	131名	建築士	99名
元裁判官	7名	不動産鑑定士	36名
大学教授	8名	医師	22名
		IT専門家	16名
		弁理士	8名
		公認会計士	8名
		税理士	5名

(別表2)

年度別調停委員数及びIT関係事件数の推移

年度(平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	
人数	2	3	4	5	6	10	15	16	
事件数	2	7	18	21	15	56	19	14	(合計152)

注)平成14年は、8月分までのものである。

(別表3)

終了事由別既済件数及び平均調停期間

(平成7年～平成14年6月までの既済総件数)

122件	内	成立	81件	12月14日
		不成立	22件	10月12日
		17条決定	18件	14月23日
		取り下げ	1件	